

郡山市保健委員会事業運営補助金交付要綱

昭和 53 年 8 月 7 日制定

平成 15 年 4 月 21 日一部改正

令和 7 年 1 月 24 日一部改正

[保健福祉部保健所総務課]

(趣旨)

第 1 条 郡山市（以下「本市」という。）は、市民の自主的な地域活動を促進し、市民の健康保持・増進の基盤づくり、保健衛生思想の向上、生活環境の整備を図るため、郡山市保健委員会（以下「保健委員会」という。）に対し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第 2 条 補助の対象とする経費は、保健委員会が前条の目的を達成するため、これに要する報償費、旅費、需用費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、負担金その他事業の運営に要する経費について交付するものとし、その額は予算の範囲内で定める。

(補助対象期間)

第 3 条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 11 条に規定する会計年度をいう。）とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付の申請をしようとするときは、規則第 4 条の規定により申請するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(概算払)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第 7 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。ただし、補助事業等の内容の変更を伴うものを除く。

- (1) 補助対象経費の総額の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(実績報告書)

第8条 保健委員会は、当該補助事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内または事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、補助対象事業に係る事業報告書とする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により保健委員会の代表者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(会計帳簿等の整備)

第10条 補助金等の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し、補助事業等が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年8月7日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月21日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月24日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。